

医療・ケア意思決定プロセス支援事業に係る  
意思決定支援普及事業  
業務委託仕様書

## 1 事業の目的

人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」普及のため、医療・介護関係者等を対象とした多職種参加型の研修会及びパンフレット作成を行う。

## 2 業務委託の内容

### (1) 医療・介護関係者向け研修会（年1回以上）

医療・介護関係者等の専門職を対象に、医療・介護に関わる多職種チームによる参加を条件とした、意思決定支援教育プログラム（E-FIELD）に基づいた研修を実施すること。

なお、必要であれば、本研修の前に研修の指導者やファシリテーター向けの研修会等の実施についても検討すること。

#### ア 研修計画の作成

契約締結後、速やかに研修計画を作成すること。

なお、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

また、研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループワーク等を組み合わせ、受講者が主体的に研修に参加でき、知識や技能を修得できるように工夫すること。

#### イ 研修会場の確保

研修会場については、研修定員の2倍以上の収容定員を有し、かつ、人と人の距離を十分に考慮すること。

#### ウ 講師の選定、確保及び連絡調整

研修内容に関する専門的な知識及び経験を有する者を選定し、日程、資料等についての調整を行うこと。

#### エ 研修の開催案内及び受講申込みの受付等

参加する医療・介護関係者等の決定に当たっては、県内の地域バランスを考慮すること。

#### オ 研修で使用する資料(テキスト等)、機材、器具等の準備

#### カ 研修会の運営及び当日の受付・運営

当日の司会進行、講師への対応等

#### キ 講師等への旅費・報償費の支払い

研修会、事前打合せ等に参加した講師、ファシリテーター等に対し、必要に応じて旅費・報償費を支給すること。ただし、県職員に対する旅費・報償費の支給は要しない。

#### ク 受講者負担金

研修受講者から研修受講料、教材費等は徴収しない。

#### ケ 新型コロナウイルス感染等症対策

(ア) 研修の開催方式(集合研修又はリモート研修)は、開催案内を実施する前に、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(イ) 集合研修を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じること。

コ 受講者に対するアンケートの作成, 配布・回収, 集計

(2) 医療・介護関係者向け ACP 普及啓発パンフレット作成

医療・介護関係者等の専門職を対象に, ACP の普及・啓発を目的としたパンフレットを作成・配布すること。

ア パンフレットの作成

(ア) 部数 10, 000 部程度

(イ) 概要

デザイン, イラスト, レイアウト等は全て委託業者が作成するものとし, 県高齢者生き生き推進課において内容確認等を行う。

(ウ) その他

- ① パンフレットには, 鹿児島県シンボルマークを明記すること。
- ② 受託業者は, 本業務を適切かつ円滑に遂行するため, 県担当者と打ち合わせ, 適宜協議を行うこと。
- ③ 作成にあたっては, 当該分野に精通した関係機関や有識者の意見を参考とすること。
- ④ 作業スケジュールについては, 県高齢者生き生き推進課と協議し, 紙媒体若しくは電子データで提出すること。

イ 成果物の納入

(ア) 納入期限 令和5年3月31日(金)

(イ) 納入場所

①印刷物

県高齢者生き生き推進課

市町村

高齢者施設等(800程度)

(送付先情報については, 県から提供する。)

②データ(原稿データ及びPDFデータ)

県高齢者生き生き推進課

(ウ) 著作権等

当該業務委託に係る成果物に関する著作権, 著作権及び所有権は, 全て県に帰属するものとし, 県はこれらが無償で自由改編し, 二次利用することができるものとする。

なお, 成果物の印刷に当たっては, 事前に県へ原案を提出し, 承諾を受けた後に行うこと。

(3) 実績報告書の作成

すべての事業終了後, 令和5年3月31日(金)までに, 実績報告書を提出すること。

### 3 履行期限

令和5年3月31日(金)

ただし, 必要に応じて業務期間中に途中経過の報告を求める。

#### 4 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。